

新庄市告示第50号

令和3年度新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年 3月30日

新庄市長 山 尾 順 紀

令和3年度新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）の取引の拡大に資することを目的とし、中小企業者が試作品開発又は新サービス創出を行うために必要な経費の一部について予算の範囲内において補助金を交付することに關し、新庄市補助金等交付規則（昭和55年規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市に事業所を有する中小企業者であつて、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う事業者でないもの
- (2) 新庄市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないもの
- (3) 令和2年度新庄市新製品開発支援事業費補助金の交付を受けていないもの
- (4) 市税の滞納がないもの

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が行う試作品開発又は新サービス創出をする事業とする。ただし事業の全てを委託、外部に発注又は市場調査をする事業は除く。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（1円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市長が別に定める日までに新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業計画書（様式第2号）
- (2) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業収支予算書（様式第3号）
- (3) 主な事業内容、社歴等の概要を説明する資料
- (4) 前年度の決算書等の写し
- (5) その他市長が必要とする書類

(届出事項)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 補助対象事業完了前に事業所を移転し又は廃止したとき。
- (2) 補助対象事業の一部又は全部を中止するとき。
- (3) 交付決定した金額に変更が生じたとき。

(補助事業の実績報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日を経過する日又は令和4年2月28日のいずれか早い日までに、新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業費補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業成果書（様式第5号）
- (2) 新庄市試作品開発・新サービス創出支援事業収支決算書（様式第6号）
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (4) その他市長が必要とする書類

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費
原材料費及び副資材費
委託費及び外注加工費
技術指導等の講師に係る謝金、交通費及び宿泊費
性能検査費
市場調査費
知的財産等関連経費